## 投資信託の販売をめぐる世界の動向 (要約)

田 浩 治

杉

\* 本稿は日本証券経済研究所ホームページの

出版物·研究成果等 トピックス」欄に二〇

続

紙幅の制約から図表をふくめ省略した部分が多 詳しくはホームページの原文をご高覧いた

ければ幸いである。

六年九月に掲載したレポートの要約である。

はじめに

論が盛んである。曰く「販売会社は手数料の高い ここ数年、日本では投資信託の販売をめぐる議

商品を販売している」、「短期間での乗換え売買が

いている」、「既存商品を育てないで新商品を

る。

また別のテーマであるが、若年層によるリスク

資産保有比率が低いなど、 へ」の進展が十分でないといった問題もある。 未だ「貯蓄から投資

そこで、世界に目を向けて、主要国の投資信託

資家利回り、新商品と既存商品、 り 口 (以下「投信」) (顧客層、 の保有・販売の実態を幾つか 販売チャネル、平均保有期間 最近の規制動向 の切 投

売っている」などの指摘が各方面からなされてい

など)から分析し、 なお、 文中の事実認識 日本への示唆を求めてみた。 意見は私見である。

## 販売対象市場

### (1) 各国とも個人資金が中心

間接保 は個 欧州では個 で七割、 金を通じる間接保有を含めると個人保有分が日 い換えれば投信の保有者構成を見ると、 先ず、主要国における投信の販売対象市場、 人の直接保有分が五割以上を占め、 有が多いが、 米国では九割近くに達している。一方、 人の直流 接保有より保険 直接 ・間接を合計すればやは ・年金を通じる 保険 日・米で 本 年

な お、 日 本 および欧 州 大陸 独 仏 では、 n

個

人が過半を占めてい

る。

米 · が高く(一~二割を占めている)、法人の資産運 英に比べると金融機関 ・事業法人の保有比率

> に走るくらいなら資本を還元せよ」といった圧力 は、 比率は二%に過ぎない。 ための M 用手段としても利用されている。 13 である長期投信についての金法・事法合計 て、 法人の投信保有は 株主から「本業で高収益を得られず財 MFが中心であり、 上場企業の資本活用 時的余裕資金を運 本格的資産運用手段 一方、 米 で保. 用 デク する 13 国 0 有 で

## (2) 若年層への普及度が低い日本

が

強いのではないかと思われる。

すると、 何 齢 あるが、 が目立つ ある)。この差は、 别 %いるか)を、 次に投信の主要保有者である個 の保有比 三五歳未満では米国 日本は特に若年層の保有比率が低いこと (六五歳以上では米国 率 (各年齢層につい データの得られる日・米で比較 後述する確定拠出年金の普及 [の一○分の の三分の て投信保有者 人について、 程 以 下で 度で 年 MMF・債券投信を含む全投信残高のうち四六%

ること)である」。

統計のある米国について見ると、一五年末には

度の違いによるところが大きいと考えられる。

(3) 確定拠出(DC)年金市場の比重が高い米国

倍)では、DC年金資金による投資比率が高いこ 、人口は日本の五分の一だが投信残高は日本 世界投信残高の半分を占める米国、および豪州 の 二

とは良く知られている。

がDC年金 は六一%がDC年金資金となっている。 RA)資金で占められており、株式投信に至って (四○一(k)など職域型と個: 人型のI

層でも投信保有比率が高い」ことに寄与し、 投信で運用する割合が高いことが、 後述する「米国投資家の平均保有期間が日本より DC制度へは就職後すぐに加入することが多 米国ではDCの普及度が高く、しかも資産を 前述の 「若年 また

る。

言い換えれば、

の生存年数

(資産管理年数)の長期化という二つ

長い」ことの一因となってい

0

そして第三は相続 期にわたって安定資金を導入できる、 「四○一(k)ビジネスは収益機会が三度ある」と 者が退職した時に大きな資金の運用に関われる、 言われる。「第一に、契約を取れば毎月しかも長 メリットも大きいと理解されている。すなわち また、 米国ではDC年金口座の獲得は業者側 (顧客の家族との取引につなが 第二に契約

(4) 重要性を増す退職者

退職 世代の退職が進み、②平均余命が伸長する中で、 世代)の市場であるが、一方で、 (3)**\(\)**後世代 のDC年金は、 (高齢 者 市場の重要性が増し

の要因が重なって退職者市場が急拡大してい る。

そして②に関しては二つのテーマがある。

(イ) 数十年前のように、 資産を「運用しながら」取崩すニーズの 引退後の生存年数が短いう )拡大

すべ が劇的に伸びて「退職時の資産を枯らさずに維持 、き期間』 が長くなる一方、金利は著しく低下

預金等の安全資産で良かった。

しかし、

平均余命

えに金利が高かった時代には、

老後の資産運

用 は

してしまった。 たがって、 退職後も資産を預金など安全資産

ソリューション ていく必要に迫られ (解決手段)を提供することは てい る。 このニーズに対する

辺倒でなく「効率的に運用しながら」取り崩し

チャンスをもたらしている。 見方を変えれば資産運用業界に大きなビジネス 資産運用業界に課せられた大きなテーマであり、

> 年学) の活

 $(\square)$ 

フィナンシャル

ジェロントロジー

(金融老

保有していることが示すように「高齢者の保有金 日 本の個人金融資産の約六○%は六○歳以上が

融資産が大きい」一方で、 高齢者の 金 融 IJ テラ

低下する(認知症も増える)ため、「高齢者 シーが低いうえに加齢とともに認知 ・判断機: の資 能 が

アップされている。

産運

用能力が不十分だ」という問題がクロ

1

この問題に対処するため、「高齢投資家保護」

る。 米国では〇〇年代中ごろから金融規制当局 B

の必要性が高まっていることは先進

国共通であ

業界団体が様々な取り組みをしている。 一三年に日本証券業協会が 「協会員の投資勧 日本でも 誘

けるとともに、 する勧誘による販売」 顧客管理等に 関する規則」 会員向けに詳細なガイドラインを 0) 規定 0) 中 (第五条の三) i 「高齢顧客 を設 に対 2016(意訳すれば「高齢者資産安全確保法」とな

米国では一六年七月五日に Senior Safe

Act

ろうか)が下院を通過した。これは、米国で高齢

でも自主規制を強化している。 な取り組みを求めることにした。 制定して、七五歳以上の顧客向け投資勧誘に丁寧 銀行・保険業界

るため、金融機関の協力態勢を整えようとする法 上記は、金融機関の営業規制に関わることだ 一方で高齢者の資産を詐取などの被害から守

整備や、新商品開発の動きもある。

者の金融資産詐取の半分以上が実は家族・友人・ 齢者の資産移動等について異常な動きがあった場 介護者によって行われている事実をふまえて、 (詐取などの被害にあったと想定される場合) 高

> 託が一六年六月三〇日から また新商品開発について、日本で三菱UFJ信 「認知症へ備え資産保

護を図る」ねらいから、厳重な解約制限のある信

託商品の販売を開始したなどの動きがある。 さらに、米国金融サービス業界においては、老

齢期および老齢化プロセスの研究であるジェロ

トロジー(老年学)と、ファイナンス(金融)を

を通じ、投資家の高齢期を包括的に捉え、支えよ ジー」(金融老年学)への取り組みが進んでお 組み合わせた「フィナンシャル・ジェロントロ り、ジェロントロジーを冠する大学との提携など

### (5) 外国市場への進出もすすむ

うとする動きが広がっているとのことである。

に

金融機関等が当局に通報することについて個

である。

人情報保護の例外とし、

通報を促そうとするもの

### 一、販売チャネル 売方法) (販売主体と販

券 • 助言付きか、インターネット活用かなど、販売方 投信 銀行といった販売主体別の切り口と、 の販売チャネルの分析にあたっては、 (2) 人 の (1) 証

なっている。

法別 の切り口とがある。

(1) 販売主体

を、 経由しているかを調査している 由と②それ以外に分けたうえで、②について誰を にDC年金経由の販売が増加していることから、 I C I 投信の販売主体について、米国では前述のよう 先ず①四〇一(k)など職域DC年金プラン経 (米国投信協会) は、投資家の購入経路

五年現在では、①職域DC年金プラン内だけ

それ以外の両方で購入している四〇%の合計)と 外の投資家が六〇% で購入している二〇%と、 で投信を購入している投資家が四○%、 (職域DC年金プラン外だけ 職域DC年金プランと ②それ以

制度をとる欧州大陸では銀行が中心であることは 日本は証券・銀行中心、ユニバーサルバンキング など販売主体別で区分することが一般的であり、 〔独・仏など〕では、販売チャネルを銀行 方、 DC年金が未発達の日本や欧州 証 大 陸

Р 職域DC以外の購入経路において銀行より独立F シャルアドバイザー)が活躍しており 定の役割を果たしている。 0 そして、日本以外では、 利用 度が 高い)、また投信会社の直接販売も I F Ā (独立フィナン (米国では

良く知られている通りである。

図表 1 現在の投信販売チャネル

	販売方法		 付き	助言なし	DCプラン経由	他商品経由	
販売主体		人	ロボ	(ネット取引)		ファンドラップ	変額年金保険
証券会社							
銀行							
保険							
IFA							
投信会社(直販)							

[出所] 主に米国・日本の状況をふまえて筆者作成。

スや商品

(ラップアカウントや変額年金保険)

を

通じる経路もある。

このほか、

間接的販売方法として、

他のサー

ある。

利用が急速に広がりつつあることは周知の通りで な助言サービスが付く「ロボ・アドバイザー」の のの、コンピュター・プログラムにもとづく簡単

そして最近、四のインターネット経由であるも

## 販売チャネルのまとめ

(3) 以上述べてきた(1)販売主体と(2)販売方法をマト

#### (2)販売方法

者)」の助言付きと、 務員やIFAなど「人(米国流に言えば投資助言 ついては、大きく分けると、<br />
小証券・銀行等の外 販売方法 (投資家から見れば投信購入方法)に (D) 人の助言がないインター

ネット経由がある。

(網掛けが濃いほど取扱い開始時期が早いこと、リックスの形にまとめると図表1のようになる

白地はほとんど存在しないと思われることを示し

歴史的にみると、一九六〇年代位までは、投信

接点が大きく広がり、それが更なる投信市場の拡接点が大きく広がり、投信販売チャネルは多様化の一進歩などにより、投信販売チャネルは多様化の一途をたどった。言い換えれば、投資家と投信との途をたどった。言い換えれば、投資家と投信との

いくのだろうか。 さて、今後は図表1の中でどの部分が拡大して 大に結び付い

後述する規制の変化(IFAが商品発行会社からFAがシェアを伸ばしてきた。しかし、欧州では縦軸の販売主体については、今まで世界的にI

の減少や、IFAの対象顧客の絞り込み等が進む販売報酬を得ることを禁止)により、IFAの数

可能性がある。

ラン経由の販売増が見込まれるほか、日本ではイザー取引の利用拡大、米・豪・日などでDCプまた横軸の販売方法については、ロボ・アドバ

ファンドラップの急拡大が進行中である。

そして、フィンテックの進展などにより今後、

可能性もある。たとえば、販売主体についてグー図表1に掲げていない新しいチャネルが生まれる

に向かうことが期待される。 に向かうことが期待される。 に向かうことが期待される。 に向かうことが期待される。 に向かうことが期待される。

A 考えら が始

# 販売規制の変化および投資家

#### (1) 販売規制の変化

最近、

欧米では金融商品販売業者に対して投資

いる。 家との利益相反を避けるための規制が導入されて

D R 売制度改革(Retail Distribution Review、 具体的には分英国におけるリテール投資商品販 一二年末から実施)、四欧州連合(EU) 略称R

の第二次金融商品市場指令の制定

(Mifid II'

定 準備投資に関して証券会社などにも受託者義務を 八年一月実施予定)、八米国労働省による「退職 適用する規則」 である の制定(一八年一月に完全実施予

ずれも投資勧誘にあたって「販売者が自らの

収入の多い商品を売るなどによる投資家との利益

相反を防ぐこと」を意図している。 上 記 (イ) (英国)においては非独立をふくむFA

(フィナンシャル・アドバイザー) が、(1) Ê

U)においては独立FAが、それぞれ商品 0 発行

者からコミッション等を得ることを禁止し

てい

バイスの対価が、 る。その主旨は、今までFAによる顧客へのアド 販売商品の発行会社から支払わ

ドバイスの対価を顧客から直接受取る仕組みにす ることにより、 れる販売報酬でまかなわれていたことを止め、 販売報酬率の高い商品を売ろうと P

でなく、 する利益相反を排除することにある。 ″忠実義務″ をふくむ「受託者責任」を課すこと の販売者に対し、 またハ 自らの利益より投資家利益 (米国) においては、 従来からの「適合性原則」 退職準備投資商品 を優先する

だけ

LLARA社が一五年にカナダの投資家を対象にある。カナダ投信協会の委託により調査会社POある。かかがりでは、おりのでは、おりでは、おいるかは別問題である。たとえばFがどう考えているかは別問題である。

なお、

以上のような規制変更に関連し、

投資家

そ Aの継続的サービスに対するフィーとして、直接ののうえで)間接的に支払う方がよいか」、四「Fンドのフィーとして(投資リターンの低下は承知の場合、FAへの報酬支払方法について⑴「ファージを 行った調査によると、FAを通じて投信を購入する

三七%であった(一二%は分からないと答えた)家が⑴を選択し、⑴の方がよいと答えた投資家は

支払う方がよいか」の問いに対し、五一%の投資

れなくなる」「販売業者が取扱商品を限定する結が減少する」「小口投資家がアドバイスを受けら英国およびEUの新規制に対しては「FAの数

まる)」などのデメリットを指摘する向きもある。テクチャーが後退する(投資家の商品選択肢が狭果、○○年前後から進んできたオープン・アーキ

規制当局の今後の対応が注目される。

# ② 投資家コストの内容と変化についての考察

略

額・純増額の関係四、平均保有期間、販売額

## (1) 投資家の平均保有期間

が短いと指摘されることが多い。外国ではどうだ日本では、投信について投資家の平均保有期間

ろうか。

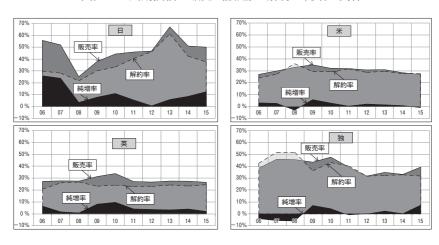
ンドの合計―ETFを除く)についてデータの入長期投信(株式投信・債券投信・バランスファ

•

解約

#### 証券レビュー 第56巻第9号

#### 長期投信の販売(設定)・解約・純増の関係 図表2



(注) いずれも、各年の販売・解約・純増額を平均残高(前年末と当年末の平均)で除して得た率 である。英国はデータの制約上全ファンド合計、独の解約額は販売額-純増額によっている。 [出所] 日・米・英は各国投信協会データ、独はブンデスバンク統計月報。

0

進

・三年と長くなってい

る。

であ 対する比率で比較するとともに、 次に、 解約 る。 販売額 各 玉 額 别 玉 解約 純 0 0 増 規 長 模 期 額 額 殺信 0 0 違 純増額の 関 係を見ると図 13 (ETFを除く) を調整するため 関 目盛を統

表

2

0 0

通

販

売

残

高

額

(2)

ち、 Ι 反転して一五年には二・七年となった。 ね n 制 SAが参考にした税優遇のある個 ISA 英が四年台、 間 と比較すると、 度 iz が 三年に一・七年まで落ち込んだ。 対 短いことが目立つが、 (Individual Savings Account 保有分については、 し日 1本は、 米 · 独が三年台で推移 〇九年以降に ○年までは 過去一〇年間平 一二年以

短

期

が

目

立

後

期

丰

が

可

能

な米

英

独

0

過

去一

 $\bigcirc$ 

年

0 0

を

Н

独 間

平 実績

降 Ĺ

7 は

13 お 均

る。 お 保

本

促 Ν 58

人資産形

成

均

H

本

0

なお、 その 化

英

視覚的に捉えられるよう試みた。

1 図表2から指摘できることは次の通りである。 日本は米・英に比べ、大量販売・大量解約の

傾向が見られる。

売額の各年平均残高に対する比率)は 〇年間 の平均を算出すると、 販売率 日本が (各年販 낊

は全般に模様眺めであった。

は、 は償還額を含む)の各年平均残高に対する比率) が四〇・〇%であり、 七・六%、米が三〇・五%、英が二八・三% 三・九%、 日本が三七・一%、米が二九・一%、英が二 独が三九・五%となってい 解約率 (各年解約額 (日本 独

本は 本が の平均残高に対する比率 ②次に、 他国に比べ圧倒的に高く(一〇年間平均で日 0 五%、 販売額から解約額を差し引い 米が (純増率)で見ると、 Ŧi. **%** 英が 四 た純増 兀 % 日 額

独が

五%

多くの資金獲得に成功

している

・五%より高い値となった。

と見ることもできる。

約率が ともできる。ただし、販売額も減っており、 ③○八年のリーマンショック時には、 他国のような狼狽売りは少なかったと見るこ 上昇した中で日本は解約率が低下してい 他 国で解 日本

約のデータを発表していないため、前述の分析は ④なお、米のETFについてICIが販売 .解

均 均残高」に対する比率)を計算すると一○年間 率 心に投資家資金が従来型ファンドからETF た純発行額デー フトしている。 ETFを含まないデータで行ってい で二・九%となり、 しかし、米においては近年、 (「ETF込みの純増額」の ETFの設定から解約を差し引 タは あるので、 前 述のETFを含まない これを加えた純増 「ETF込み 株式ファンドを中 る。 額のうち新商品と既存商品の内訳で見るべきであ

#### 五、 品と他社商 新商品か既存商品か、 品品 自社商

口

偏っており、 日本は米国などと比べると投信営業が新商 その結果、残高規模にくらべファン 品に

ド数が極端に多くなっている。 募集が新商品に偏っているかどうかは、

募集金

りである。 残高規模) と関連付けて日米比較すると次の通

ため、 るが、

年間 金額

の新商品設定本数を投信市場の大きさ の国際比較データを入手できなかった

米国は八六七本 を一〇〇とすると日本の九八兆円は五に過ぎない 一五年末の残高規模は米国の二、一三八兆円 (いずれもETFを含む)であ

五年の新商品設定本数は、日本が七〇九本、

のに対し、新商品設定本数は米国を一〇〇とする

と日本は八二であったことになる。

日本では、消費者が投信に限らず一般的に新

品を好む傾向があることにもよるが、

販売会社

りの規模は一六七億円 ド数は相対的に多く、したがってファンド一本当 のため、 意向が強いと指摘される新商品設定数が多い。こ 世界主要五か国の中で日本の現存ファン (米国は二、二〇二億円)

果を招いている。 と五か国の中で最も小さい(コスト高となる)結

識する投信会社も現れてきた。こうした傾向がさ 販売を重視する販売会社や、 しかし、最近は日本でも新商品より既存商 「製造者責任」 を意 品 0

らに広がることを望みたい。

新しい投資理論やAIを活用した画期的な商品 低下している現今の厳しい投資環境下にお また蛇足であるが、 世界的に証券の ij ター ンが 投信販売に関連する問題として、近年「投資家

は当然であろう。 (真の意味での新商品) の開発を促進すべきこと

自社商品と他社商品

## 略

投資家利回り

資家利回りがファンド利回りより低くなってい る」ことがよく指摘されるようになった。 が投信を高値で買って安値で売っている結果、投

してい 信の投資家利回りとファンド利回りの実績を公表 米国モーニングスター社は、数年前から米国投 る。 五年末に至る一〇年間の米国投資家

で四・三五%と、

長期ファンドの平均リターン

くできる。すなわち、投資家利回りをファンドの

の長期投信への投資実績は加重

・年平均リタ

シ

ル

・八八%を下回っていた。

兀

小口投資家のETFへの投資リターンが ルタイムズ紙は、 さらに欧州における分析として、フィナンシャ 独ゲーテ大学の研究によると、 (頻繁に

均を大幅に下回っていたと伝えている。

売買し、

そのタイミングが悪かったため)

市場

がファンドの 回りより低い このように世界的に投資家利回りがファンド利 理由 平均基準 は、 価額より ①投資家の平均買付コスト 高い か、 ②投資家

の平均換金価額がファンドの平均基準価額より低 い、またはその両方にある。

これを改善するには、

積立投資をさらに推:

進す

平均買付コストをファンドの平 に多くの量を買い、高い時に少ない量を買う」ド べきであろう。定額投資を継続すれば、「安い コスト平均法の効果により、 -均基準 上記①の投資家 価 額より低 時 0

いる。

運用 利回りより高くできる可能性がでてくる。

上にも貢献しよう。事実、前述のモーニングス 一(k)プランを通じる継続買付が多い「ターゲッ ター社による投資家利回り分析においても、 立投資であるから、その普及は投資家利回りの向 なお、 DC口座を通じる投資は一種の強制的積 四〇

投資家平均リターンが五・一六%で、ファンド利 ト・デート・ファンド」については、一〇年間の 回りの 四 ・四二%を上回っていたことが示されて

### (1) | (1) 販売対象は個人中心

二割を占めているが、企業の資本有効利用につ 本や大陸欧州などでは金法・事法の投信保有も一 投信 の販売対象は各国とも個人中心である。

H

有は少ない。

いて株主からの圧力が強い米国では法人の投信保

有比率の上昇、 日本についても、上場企業株式の海外投資家保 国内機関投資家のスチュワード

シップ・コードの履行がすすむ中で、企業の資本 る。公募投信について個人中心に販売することを 利用に関する株主の監視が強まることも想定され

貫くべきであろう。

まとめと日本への示唆

## (1) | (2) 日本は米国にくらべ、特に若年層の投信保有率 米国では若年層も投信保有比率が高

が の投資家を育てるべきであろう。 低 0 17 NISAやDCなどをフル活用して未来

と次の通りである。

要約し、そこから得られる日本への示唆を述べる

以上述べてきた世界の投信販売に関する動きを

投信保有を高めるうえでも有効である。

# 1)―③ DC(確定拠出)年金による投資が増大

している

投信残高の六割がDC年金資金によって保有され世界の投信残高の半分を占める米国では、株式

回りを高める効果も期待される。さらに若年層の月定額投資(ドルコスト平均法)により投資家利ている。DC年金は長期安定資金であるうえ、毎

る」)と理解されている。 リットも大きい(前述の通り「収益機会が三度あまた、米国では四○一(k)ビジネスは業者のメ

重している現状を是正する方向になっている。Dれ、その資産運用方法についても元本確保型に偏

日

本でも一七年以降、

DC年金制

度が

| 拡充さ

C年金市場への本格展開を図る絶好の機会であろ

か。

う。

## (1)―④ 重要性を増す退職者市場

退職後の生存年数(資産管理年数)の長期化に「老齢人口の増加にともなう市場の拡大」と

(高齢者) 市場の有望性が高まっている。

ともなう市場の拡大」の相乗効果により、

退職者

産寿命」を伸ばすことが課題となっており、「フィ退職者にとっては、「健康寿命」と並んで「資

も活用して、こうしたニーズへのソリューションナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)」

業界の使命であり、また大きなビジネスチャンス(解決手段)を提供していくことは金融サービス

職者支援ビジネスが充実してもよいのではない高齢化で世界の先頭を行く日本においてこそ退でもある。

11-5 外国市場への進出

投信市場が成熟化している先進国の投信会社

は、 新興国など外国市場への進出志向を強めてい

投信会社

(直販)・銀行・IFAなどに広がり、

る

における投信ビジネスの成長余地は大きいと見る 投信 の普及度がまだ低い日本においては、 国内

こともできる。しかし、 日本の家計金融資産は、

経済成長の鈍化・個人所得の伸び悩みを反映して

は米国四・三%、 米・独などにくらべ大きな増加を期待できな (一五年に至る一○年間の金融資産年平均増加 独二・六%に対し、 日本は〇 率

九%である)ため、 ざるを得ない。 国内市場の天井は低いと考え

う。 などに大きなビジネスチャンスがあると言えよ 日 本の投信会社にとっても地の利のあるアジア

(2) 多様化すすむ販売チャネル

投信の販売主体は、昔からの証券会社のほか、

用

が鍵となろう。

む)、ラップアカウントや変額年金保険を通じる 投資家の購入方法も投資助言者 か、インターネット経由 (ロボアドバイザーを含 (人) を通じるほ

方法など多様化してい る。

とんど参画していないこと、②投信会社直販 日本では①IFAの普及度が低く投信販売にほ の比

する風土になっていない状況を変えていく必要が 加が望まれるほか、 あろう。②については独立系投信会社の更なる増 その他の投信会社におい ても

リットを再評. で、「投資家と直接結びつく」ことの種々のメ 価しても良いのではない か

フィデューシャリー・デューティーを徹底する中

販売方法については、 フィンテックの一

層の活

資家がフィーを払って投資アドバイスを得ようと

重が小さいことを指摘できる。①については

投

どにより、

投資家の利益と自社の利益を一致させ

る方向へ一層の努力が求められる。

## (3) 販売規制の変化および投資家コスト

ミッションから対残高フィーへ」の変化が続いて いる。また、販売業者の収入について「売買コ 家との利益相反を避けるための措置が導入されて 近、 欧米では金融商品販売業者に対して投資

いる。

ている。販売会社においては、残高重視の営業な ティーを遂行すべきである」との方針が提示され る全ての主体がフィデューシャリ 日本では、金融庁から「投資チェーンに関係す Ì デ ]

## (4) 大量販売・大量解約の傾向がある日本

英が四年台、 投資家が投信を保有する平均 日本は二年台となっている。 米・独が三年台で推移しているのに 期 間 は おお む ね

> 引純増率は米・英 売によって支えられている側面がある。 ISAやDCを活用した積立投資の推進等により 日 本は大量販売・ 独より大きい 大量解約の傾向が見られ、 ものの、 今後はN 大量 差

長期安定資金の導入を徹底することが望まれる。

### (5) 新商品と既存商品

偏っており、 日 本は米国などと比べると投信営業が新 その結果、 残高規模にくらべファン 商

ド数が極端に多くなっている。

米国では、投資家、

販売者とも最低三年程度の

きく育てる」商品政策を貫いている。欧州では前 とが一般的であり、 運用実績がある既存ファンドを購入・販売するこ 投信会社も「小さく生んで大

売 述の Mifid II に、 商 エックすることを義務づける」 品品 0) 顧 客へ 0) 金融商品販売会社に対して 適合性 を販 売後 規定が入る見込 的 販

チ

る可能性がある。
みであり、むやみに販売商品の数をふやせなくな

や、「製造物責任」を意識する投信会社も現れて日本でも既存商品の販売を重視する証券会社

きた。既存商品を大事にする姿勢をさらに徹底す

## ることが望まれる。

世界的に投資家利回りがファンド利回りより低。 投資家利回りの向上

が一つの方策である。コスト平均法のメリットを生かす積立投資の推進いという問題がある。これを改善するには、ドル

月登録レポート)参照。イト「出版物・研究成果等

活用して積立投資を一層推進すべきであろう。日本でもNISAおよびDC年金制度をフルに

# (1) ICI(米国投信協会)は、2016 Investment Company

注

保有されていると記述している(同 Fact Book29頁)。

- DC資産の五四%、IRA(個人型DC)の四八%が投信(2) ICIによれば、一五年末現在で四○一(k)など職域型
- ③ 野村資本市場研究所・野村亜紀子氏は「平均寿命」「健康で運用されている。
- 義塾 二〇一五年一一月号)。紀子「高齢社会の個人向け投資サービス」『三田評論』慶応寿命」と対比して「資産寿命」と表現されている(野村亜
- 用・引出し支援ビジネス」(日本証券経済研究所ウェブサについては、杉田浩治「重要性高まる「退職後の資産運(4)金融サービス業界にとっての退職者マーケットの重要性(4)
- (5) SIFMA (米国証券業金融市場協会)が、Senior Safe Act の立法を推進する二人の上院議員宛に送った「同法を支持する」旨のレターの中で指摘している(http://www.sifma.org/issues/item.aspx?id=8589958260よりダウンロード)。
- ジーと日本への示唆―高齢投資家への包括的アプローチの紀子、荒井友里恵「米国のフィナンシャル・ジェロントロジ フィナンシャル・ジェロントロジーについては、野村亜

(6)

トピックス」欄二〇一四年五

模索―」『野村資本市場クォータリー』(野村資本市場研究 二〇一五秋号)に詳しく解説されている。

(7)Advisory Services Study "Hype vs. Reality: The Coming 想している (Insights from the A.T.Kearney 2015 Robo 発表したレポートの中で、ロボ・アドバイザーが運用する て二〇年には二・二兆ドル程度に達する可能性があると予 資産額は一六年末の○・三兆ドルから年率六八%で成長し 経営コンサルティング会社 A.T. カーニーは一五年六月に

(12)

Waves of "Robo" Adoption" (June 18, 2015)

(8) (9)うから、販売主体の業態は変わらないと想定される。 ただし、証券子会社などを設立して参画することになろ A.T. カーニー社は、前述のレポートの中で、ロボ・アド イザリーの普及によって、現預金など今は投資に振り向

二・二兆ドル程度に達する可能性があるが、二・二兆ドル けられていない金融資産が投資に向かうと見ている。すな のうち一・一兆ドルは現預金などからシフトする資産と計 わち、ロボ・アドバイザーが運用する資産額は二〇年には

content/uploads/2015/10/IFIC-Pollara-Investor-Survey-October-2015.pdf/11879/ Mutual Fund Industry 2015" (https://www.ific.ca/wp-"Canadian Investors' Perceptions of Mutual Funds and

(10)

(11)ファンドを販売する)ビジネス・スタイルを指す。 く(販売会社が自社系列にこだわらず幅広い投信会社 投信ビジネスにおいてオープン・アーキテクチャーと 販売者と運用者が系列関係を超えてオープンに結び付

だし同社の口座管理数は当時七一〇万であったから比率と しては二%以下である("Dumping stocks in 2008 hurt 部分を全部売却した人が一一七、○○○人いたという。 た。フィデリティ社の調査によると、同社が管理する四○ てすら株式部分を全部売り払ってしまった加入者が存在 一(k)口座において○八年一○月~○九年三月の間に株式 リーマンショック時に、米国では四○一(k)口座にお

January 21 2016の一○頁記載の「一五年に二七九本」を利 fidelity/) め、ドイチェバンク "ETF Annual Review & Outlook 米国のETF新設本数についてICIの統計にはないた

(13)

news.morningstar.com/articlenet/article.aspx?id=748653 www.ft.com/intl/cms/s/2/0c4278aa-c366-11e5-808f "Encouraging Signs for Target-Date Funds" http:// 一六年二月一日付フィナンシャルタイムズ紙 http://

(15)

(14)

用させていただいた。

savers, says Fidelity" http://www.seattletimes.com/

business/dumping-stocks-in-2008-hurt-401k-savers-says-

頁

Simon Kaesler, March 2013. である。 Benjamin Loos, Steffen Meyer Andreas Hackethal and Side of ETFs and Index Funds" Utpal Bhattacharya, 8231cd71622e.html#axzz46F6hXH yR。原典は "The Dark

(17)(16) が、定額投資を行ってきた場合の平均買付コストは一四、 六八二円と計算される。 の各年末の日経平均株価の平均値は一六、七九二円である 日本の家計金融資産が伸び悩んでいることについては、 日経平均株価の例で計算すると、一五年に至る三〇年間

杉田浩治「世界の投信三〇年の変化と今後の課題」六~七 (日本証券経済研究所ウェブサイト「出版物・研究成果 トピックス」欄掲載レポート)参照

(すぎた こうじ・当研究所特別嘱託調査員)

— 68 —